



読書コーナー

14歳からのマーケティング

著者: 中野 明

児童書が大半を占める近所の図書館に、小学生の娘と本を借りに行った際、目に留まり、これまでマーケティングというものを学んだことが無かったため借りました。「14歳からの…」とあるように簡単にわかりやすく書いてありますのですぐに



読みります。

読み始めて面白い言葉が載っていたので紹介します。

- ①ニーズに応えて利益を上げる…マーケティング
- ②ニーズに応えて利益を上げない…慈善活動
- ③ニーズに応えず利益を上げる…詐欺

商売や事業をやられているのであれば、絶対にマーケティングは学んだ方が良いと感じましたし、また、お客様を支援する立場の税理士法人として、マーケティングを学ぶことは大変有意義であると感じました。

(文責:恩田)

朝礼にて～職場の教養～

毎日の朝礼で、一般社団法人倫理研究所の「職場の教養」を輪読し、感想を述べています。その感想で、良かったものを紹介致します。

4月21日(金)言葉の危機管理

SNSなどが普及、定着したことでのりの思いを発信することが容易になり、対面での情報発信よりも多くの人に伝達することが可能になりました。

効率的かつ効果的に会社をアピールすることができるようになり、業績を伸ばしている企業もあります。

その反面、特に文字の場合、発信した内容が正しく伝わらずに曲解されてしまうケースもあります。そうなると、不特定多数に伝達された内容が発信者の意図とは違っていても誤解を解くことが困難です。相手に誤解が生じた場合でも、対面やリモートの場合なら補足説明をしてすぐに対応することで意思疎通を図ることができます。しかし、SNSでは、情報が間違っていてもすぐに拡散してしまうことがあるので注意が必要です。

いずれにしても、情報発信には、①誰に対して、②何の目的で、③何を伝えたいのか、を明確にしておく必要があります。そのうえで、言葉を選んで発信すると、誤解を招く危険性が減り、正しく伝達することができるでしょう。

今日の心がけ

言葉を選んで発信しましょう

今はネット社会です。ネット環境があれば、誰でも文字でのやり取りのほかLINE電話で会話ができるなど、とても便利な世の中になりました。昔の黒電話のダイヤル回しの音が懐かしく感じられます(昭和の時代ですね)。

昔は自分の思想を伝えようとも、注目され取り上げられなければ幅広く伝わらない時代でした。素晴らしい思想や考えがあったとしても伝えられず終わることが多かったです。

今では、ネット上で自分の考えを載せれば、瞬時に世界中に配信できる時代です。ですが、逆に誤った情報も瞬時に流れる時代。情報操作されやすい時代になりました。

かつて、徳富蘇峰は開戦時代に自身の思想と言論によって開戦へと導いたジャーナリストとも言っていますが、国民の不満や望んでいることを言葉にして発信していたとも言われています。一度発信された言葉は、伝わる速さに違いがありますが言葉の重みは今も昔も同じです。どのような時代でも発信する側はもちろんですが、受け身側も発信されたことをうのみにするのではなく、惑わされることなく判断できる力を身に着けていく必要があると感じます。

余談ですが、ネットで世界中の国々とつないで情報が見られるようになったのは、明治初期から始まった各國とつなぐ海底ケーブルのおかげです。今の時代になっても国際電話をはじめ、様々な伝達方法が今でも海底ケーブルで各國とつないでいるのは驚きです。小学校のころ読んだ本で海底ケーブルを深海魚が噛んでいる?なんて書いてある本を読んだとき、魚がケーブルを噛んでいる姿を想像することを今でも覚えています。

ネット社会の現代では、正しい情報を得ていく力こそ重要だと思います。そして自分の言葉や考えを自分自身が信じる力を持ちたいものです。

(文責:齋木)

編集後記

暦の上では5月が夏の始まりです。クールビズも5月がスタートで暑い日が増えますので、ご自愛ください。

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

■かなた税理士法人 Tel:027-361-5568

■株群馬M&Aセンター Tel:027-364-8040

〒370-0006 群馬県高崎市間屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:<http://www.takahashi.co.jp/> E-mail:info@takahashi.co.jp

所長挨拶

薰風の候、皆さまにはますますご清祥のことお慶び申し上げます。

さて、先月29日と30日に高崎市で行われたG7デジタル・技術相会合に合わせて、2月から3日間Gメッセ群馬でデジタル技術展が開催されました。

広い展示会場に、大手、ベンチャー合わせて100社を超える企業からの出展があり、大変見ごたえのある展示会でした。

「空飛ぶ自動車」とも言われる一人乗りドローンや量子コンピューター、そして音声を様々な外国語に翻訳して瞬時に画面に表示する装置など、今後実用化されるであろう技術や装置がいくつも展示されていましたが、私が最も驚いたのは、金属加工を行うNC旋盤のプログラミングや工具の選定をすべて人間に替わって行うAIを利用したロボットの実演でした。

加工部品の設計図を読み込ませるだけでロボットが自動的にプログラミングをして工具を選んで加工を始める。

これは今後金属加工を行う製造業の現場を一新する技術とも言えるでしょう。

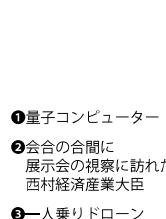
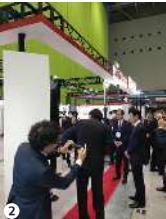
デジタル・技術相会合では「AI・人工知能を適切に利用するための国際基準の策定を目指す」として、主にチャットGPTの利用を意識した共同声明が採択されたようですが、チャットGPTに限らずAIは私たちが関係するすべての業務に大きな影響を及ぼすことは間違ひありません。

そうした中で、私たち人間が担うべき役割は何なのか。といった命題を喉元に突き付けられたのと同じ時に、私たちが今、インターネットやAIを中心とした技術革新、さらに言えば歴史的転換点の真っただ中にいることを実感させられた展示会でした。

一年のうちで一番過ごしやすい季節になりました。

デジタルも技術も一時忘れて、たまには野山に出て新緑を楽しみたいと思います。

皆さまのご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。



①量子コンピューター

②会合の合間に展示会の視察に訪れた西村経済産業大臣

③一人乗りドローン



Contents

- P1 所長挨拶・目次
- P2・3 税務トピックス
- P3 将軍の日
- P4 読書感想文
- P4 職場の教養
- P4 編集後記

お客様各位

平素より大変お世話になっております。
弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎日掲載しておりました。
従業員の集合写真をお休みさせていただくことにいたしました。
一日早い新型コロナウイルス感染症の終息と、
皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会

かなた税理士法人 ~税務TOPICS~

グループ通算制度開始と 単体申告納税法人への影響

令和4年4月1日以後開始事業年度から、連結納税制度はグループ通算制度へと移行されました。この移行に伴う改正のうち一部は、グループ通算制度とは関係のない法人にも影響を及ぼしています。1年決算法人であれば、3月決算法人から適用することとなります。ご注意ください。

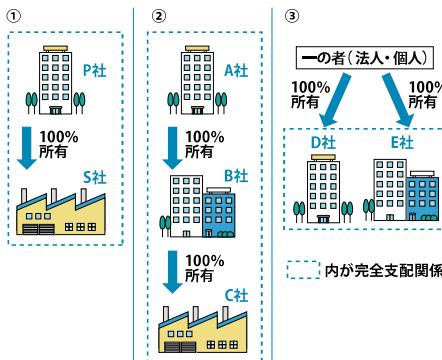
グループ通算制度とは

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人が、個別に法人税の申告および納税を行いつつも、その企業グループ内で損益通算等の調整を行うことができる制度をいいます。親法人およびその親法人との間に完全支配関係がある子法人のすべてが、国税庁長官の承認を受けることで利用することができます。

完全支配関係とは

完全支配関係とは、下図①②のような一の者が法人の発行済株式等(自己株式等を除く)の全部を直接もしくは間接に保有する一定の関係、または下図③のような一の者との間にその一定の関係がある法人相互の関係をいいます。

【完全支配関係(例)】



振替日と口座残高の確認、還付金の確認

所得税の確定申告期限である3月15日が過ぎ、一息つかれた方もいらっしゃることでしょう。納付手続を“振替納税”にしている方は、4月の所定の振替日に残高があるかの確認をお願いします。他方、所得税の還付を受けた方は、還付を受けた金額と確定申告書に記載された還付税額に差額がないか確認しましょう。

振替納税とは

振替納税とは、預貯金口座からの振替により税金を納付する手続をいいます。事前に振替依頼書を所轄の税務署へ

単体申告納税法人への影響

連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴う改正のうち、次の項目については、グループ通算制度とは関係のない法人(単体申告納税法人)にも適用されます。

改正項目	主な改正内容
受取配当等の益金不算入	<ul style="list-style-type: none"> 関連法人株式等または非支配目的株式等に該当するかどうかの判定について、単体ではなく、完全支配関係がある法人が有する株式を含めて判定を行う 関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の改正
寄附金の損金不算入	一般寄附金および特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる『資本金等の額』について、『資本金の額および資本準備金の額の合計額』とする
貸倒引当金	貸倒引当金の対象となる、個別・一括評価金銭債権から、完全支配関係がある他の法人に対して有する金銭債権を除外する
資産の譲渡に係る特別控除額の特例	特別控除制度を2以上受ける場合の限度額年5,000万円について、単体ではなく、完全支配関係がある法人を含めて計算をし、限度額を超える場合には、その超える部分の金額を損金とはしないもの(損金不算入)とする

3月決算法人は、完全支配関係にある企業グループが多いため、単体申告納税法人であっても上記改正の影響を受ける可能性があります。適用もれにご注意ください。

提出することで、利用することができます。

令和3年度における国税での振替納税の利用割合は、12.6%でした。

令和4年分の確定申告の振替日

令和4年分の確定申告について、所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ)および個人事業者の消費税(地方消費税を含む。以下同じ)の振替日および法定納期限は、次のとおりです。

【令和4年分の確定申告の振替日・法定納期限】

税目	振替日	法定納期限
所得税	4月24日(月)	3月15日(水)
消費税(原則)	4月27日(木)	3月31日(金)

所得税と消費税の両方について振替が発生する場合には、それぞれの日に必要な残高があるか、ご確認ください。

引き落とされなかった場合

振替口座の残高不足等で引き落としがされなかった場合には、未納付状態となります。他の納付手段を用いて、早急に納める必要があります。

また、未納付となることで、ペナルティとして“延滞税”がかかる

かります。この場合の“延滞税”的対象となる期間は、法定納期限の翌日から納付する日までとなります。振替日の翌日からカウントが開始するわけではないため、ご注意ください。

なお、延滞税の計算は本税に対して一定の割合を乗じて計算します。この割合は、年や期間によって異なります。令和5年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

【令和5年中の延滞税の割合】

期間	割合
納期限の翌日から2ヶ月を経過する日まで	年2.4%
納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日後	年8.7%

還付を受けた場合

所得税の確定申告を行い、還付となった場合には、実際に還付された金額と確定申告書の「還付される税額」に記載のある金額に差額がないか確認しましょう。確定申告書の記載金額よりも多く還付を受けていた場合には、その差額は「還付加算金」となり、令和5年分の所得税の確定申告で雑所得として取扱います。ご注意ください。

新入社員紹介



奈良 維 春

4月から入社いたしました奈良維春と申します。

今年の3月に大学を卒業し、この度かなた税理士法人の一員となりました。

趣味は、ドライブとショッピングです。

小学生の頃に野球と中学生の頃にテニスをしていましたので、野球中継を見ることや体を動かすことが好きです。

社会人としてスタートしたばかりでまだま

だ未熟ではありますが、挑戦することを恐れずに日々努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



将军の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将军の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたて、『将军の日』と命名されました。



【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ: かなた税理士法人

027-361-5568 担当: 森平

先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際にしていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から